

賃貸借契約書

- 1 賃貸借の名称 普通乗用自動車（SUV）賃貸借契約
- 2 賃貸借物件の名称・規格・設置場所・数量
別紙のとおり
- 3 契約期間 令和8年10月1日～令和9年9月30日まで
- 4 納入期日 令和8年10月1日（木）
- 5 賃貸借料 金 円（うち消費税額及び地方消費税の額 金 円）
- 6 支払方法 精算払（四半期毎）
- 7 契約保証金 免除

上記の賃貸借契約について、岡山県（以下「甲」という。）と株式会社●●●●（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 岡山市北区西花尻1325-3
岡山県
岡山県古代吉備文化財センター
所 長 滝 澤 幸 隆

乙 岡山県●●市●●
株式会社●●●●
代表取締役 ● ● ● ●

第1章 総則

- 第1条 甲及び乙は、この契約に基づき、仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は頭書2の賃貸借物件（以下「本物件」という。）を頭書4の納入期限内に設置し、甲に引き渡すものとし、甲は頭書5の契約金を支払うものとする。
- 3 納入に必要な一切の手段（以下「納入方法等」という。）については、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 甲及び乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲及び乙の間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲及び乙の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、岡山地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

第2章 賃貸借契約条項

（賃貸借物件）

第2条 賃貸借物件は、乙の所有する、一覧表に記載の車両（以下「車両」という。）とする。

（賃貸借期間）

第3条 車両の賃貸借期間は、頭書3の賃貸借期間の欄に記載の賃貸借期間とする。

- 2 車両ごとの賃貸借期間は、頭書3の賃貸借期間の欄に記載の期間とし、その終期は、第5条の規定による甲への車両の現実の引渡日にかかわらず、車両に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）上の登録日から起算するものとする。
- 3 甲の都合により、法令に定める車両の継続検査を早期に行った場合でも、乙は、第1項の賃貸借期間内に通常行うべき継続検査回数を超えて継続検査は行わないものとする。これにより自動車検査証の有効期間が第1項の賃貸借期間の満了前に満了したときは、この契約は、当該有効期間の満了日をもって終了する。この場合において、甲は、この契約の終了後に支払期日の到来する次条の月額賃貸借料を従前の約定に従って乙に支払うものとする。

（賃料の支払い）

第4条 頭書5の賃貸借料については、第2項に掲げる賃借期間の終了毎に乙の請求により、甲は、支払うものとする。

- 2 前項による甲の支払いは、乙から前項の請求を受けたときから30日以内に、請求書が次に掲げる期間及び金額であるかを確認し、行うものとする。

賃借期間	金額
令和8年10月1日～令和8年12月31日	金 円
令和9年1月1日～令和9年3月31日	金 円
令和9年4月1日～令和9年6月30日	金 円
令和9年7月1日～令和9年9月30日	金 円

(車両の引渡し)

第5条 甲への車両の引渡しは、乙が自動車登録の完了の後、取引上相当の期間内に別表（2）の使用の本拠の位置で行うものとする。

2 甲は、車両の引渡しを受けるとき、乙の立ち合いのもとこれを点検し、検査を行うものとする。

3 甲は、車両が品質等に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であった場合には、前項に規定する期間内に乙に書面で通知するものとする。ただし、甲がこの通知を怠ったときは、車両は完全な状態で引き渡されたものとみなす。

(車両の契約不適合)

第6条 車両に前条第3項の契約不適合があった場合は、甲は、車両の保証書に従い、車両の製造者又は販売者から履行の追完を受けるものとする。この場合において、乙は、甲のそれらの者に対する請求又は権利行使につき、可能な協力を行うものとする。

(車両の使用、保管等)

第7条 甲は、車両を使用するに当たっては、法令及び諸規則に従い、日常点検整備を行い安全運転に努めるものとする。

2 甲は、車両を別表（2）の使用の本拠の位置で保管するものとし、乙の書面による事前の承諾を得なければ、その変更はできないものとする。

3 甲は、乙の承諾を得て、甲の責任で自己の従業員など特定の者に車両を使用、保管等をさせることができる。この場合において、甲は、当該使用者にこの契約の各条項を承認させ、及び遵守させるものとする。

4 甲は、乙が車両の保管及び使用状況を調査するため、保管場所への立会又は説明、資料の提出等を求めたときは、異議なくこれに応じ、乙が求めたときはいつでも車両の所在を明らかにし、乙に車両を確認させるものとする。

5 甲は、乙から車両に自己の所有権を明示する標示、標識等を設置するよう指示があったときは、異議なくこれに応じるものとする。

(原状の変更)

第8条 甲は、乙の書面による承諾がなければ、車両の改造、模様替並びに規格、性能及び仕様の変更並びに車両に他の物件を取り付ける等の行為はすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の行為を行った場合で、乙の要求があったときは、甲は、無償でその効果を乙に帰属させるものとする。

(譲渡禁止及び権利保全)

第9条 甲は、車両又はこの契約上の地位を他に譲渡すること、第7条第3項に規定する場合を除き車両を第三者に使用させることその他乙の権利を侵害するような一切の行為をしないものとする。

2 甲は、車両について第三者から侵害がないように保全するとともに、侵害されたときは、直ちに乙に通知し、かつ、速やかにその事態を解消させるものとする。

3 甲は、車両の占有を侵奪されたときは、直ちに乙に通知し、乙とともに紛失届又は盗難届を所轄の警察署に提出するものとする。

(車両の点検、保守、整備等)

第10条 第3章に定めるところにより乙がメンテナンスを行う場合を除き、車両の点検、保守、整備等は、全て甲が自己の責任と費用負担により行うものとする。

(事故処理)

第11条 甲は、車両に事故が発生したときは、速やかに乙の定める内容に従い事故報告書を乙に提出するものとする。

2 車両が事故により損傷した場合は、甲は、遅滞なく乙指定の整備工場に搬入して、甲の負担により車両を修理するものとする。ただし、やむを得ない場合は、甲は、あらかじめ乙の承諾を得て、

最寄りの整備工場に修理を依頼することができるものとする。

(賠償責任)

第12条 甲は、車両の使用、保管等に起因して第三者に損害を与えたとき又は第三者との間で紛争が生じたときは、自己の責任及び負担によって、これを賠償し、又は解決するものとする。

(車両の滅失、毀損等)

第13条 車両の返還までに生じた自動車の滅失、毀損等について、その回復に伴う費用は、甲が負担するものとする。ただし、通常の使用に伴う消耗及び損耗については、この限りでない。

2 車両が滅失（修理不能を含む。）し、又は甲がその占有を失ったときは、甲は、別表（4）の金員を損害金として乙に支払うものとする。

3 前項の場合において、甲が支払うべき金員の支払完了と同時に、この契約は終了するものとする。この場合において、乙は、車両を廃棄し、登録抹消するものとする。

(費用負担)

第14条 乙は、別表（5）の費用その他車両の所有、使用及び保管に係る費用並びにこの契約に基づく取引に関して新たに課税された公租公課を負担するものとする。

2 前項の場合において、乙が負担する費用がこの契約締結後に変動し、又は増加した場合は、甲がその増加分を負担することとする。

3 第3条第1項の賃貸借期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、甲は、変更後の税率による消費税額及び地方消費税の額を乙に支払うものとする。

4 前3項の規定により甲が負担する費用の支払方法については、乙の定めるところによる。

(履行遅延の場合における遅延利息等)

第15条 甲は、第4条第2項に規定する期間の経過後に月額賃貸借料を支払う場合は、当該賃貸借料の金額に同項に規定する期間の満了日の翌日から支払日までの期間の日数に応じ年3.0%の割合で計算して得た金額を遅延利息として支払わなければならない。ただし、当該遅延利息の金額が100円未満の場合は、甲は、これを支払わない。また、乙の責めに帰すべき理由により月額賃貸借料の請求書の受領が遅れた場合は、甲は、当該遅延利息の支払の責めを負わない。

2 乙の責めに帰すべき理由により、乙が頭書4の納期までに当該車両を引き渡すことができない場合において、当該納期後相当の期間内に当該車両を引き渡し見込みのあるときは、甲は、乙から遅延日数1日につき契約金額の1,000分の2に相当する額の遅延料を徴収し、納入期限を延長することができる。

(重要事項の通知)

第16条 甲は、住所、代表者その他事業内容及び組織に関する事項に重要な変更があったときは、直ちに乙に通知するものとする。

(契約違反)

第17条 甲が月額賃貸借料の支払を怠った場合その他この契約に違反した場合、乙は、甲に対して次に掲げる行為の全部又は一部をすることができる。

- (1) 月額賃貸借料その他一切の費用の全部又は一部の即時の支払の請求
- (2) 車両の引揚げ、一時引渡し又は返還の請求
- (3) この契約の解除及び損害賠償の請求

2 乙が前項第1号又は第2号に規定する行為をした場合であっても、この契約から生ずる甲の義務は免除されない。

(契約の解除)

第18条 乙がこの契約による債務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めて乙に催告をし、その期間内に当該債務の履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である

ときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。
 - (1) この契約による債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成することができないとき。
 - (4) 契約の性質又は甲若しくは乙の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙に前項の規定による催告をしてもこの契約の目的を達成するに足りる程度に乙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。
 - (1) 甲が行う検査に際し、乙若しくはその代理人等が甲の職員の職務執行を妨げたとき、又は偽りその他不正の行為を行ったと認めたとき。
 - (2) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。
 - ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している認められるとき。
 - ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- 4 前3項の規定により甲がこの契約を解除しようとする場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。
- 5 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。

第19条 甲は、岡山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は契約を解除することができる。

- 2 前項の規定を除き、甲は、この契約による債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前条第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除することができない。

（車両の返還）

第20条 頭書3の賃貸借期間が満了した場合又は第17条第1項の規定により乙から車両の返還を請求された場合は、甲は、乙の指示に従い車両を返還するものとする。

- 2 前項の規定により車両が返還された場合であって、車両若しくはその付属品に通常の使用による損耗以上の損傷があったとき、又は改造、模様替等による価値の減少があったときは、甲は、その損害を賠償するものとする。
- 3 甲が車両の返還を怠った場合は、乙は、車両の所在場所から平穩に引き上げることができるものとし、甲は、何等の異議を述べることができない。
- 4 甲が車両の返還を遅滞した場合は、甲は、乙に対し賃貸借期間の満了日の翌日から返還完了時ま

での日数に応じ、月額賃貸借料の100分の7に相当する額を1日当たりの損害金として支払うものとする。

(権利の譲渡禁止)

第21条 乙は、この契約に基づく権利の全部又は一部を金融機関に対し譲渡し、又は質入することはできない。

(特約条項)

第22条 この契約の特約条項は、別表(6)のとおりとし、当該特約はこの契約と一体であり、この契約の条項に抵触する場合は、当該特約条項が優先するものとする。

(契約費用)

第23条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

第3章 メンテナンス契約条項

(メンテナンス・サービス)

第24条 乙は、第3条第1項の賃貸借期間中、車両について、別紙2の「メンテナンスの詳細等について」によるメンテナンス(以下「メンテナンス」という。)を行うものとする。ただし、次に掲げる行為及び別紙2の2及び3に記載の事項は、メンテナンスの対象外とする。

(1) 甲が法令で定められた日常点検整備を怠ったことに起因する修理等

(2) 甲の故意又は重大な過失に起因する修理等

(3) 甲が乙又は乙指定の整備工場の了解を得ず、他の整備工場等において独自で行った整備等

2 メンテナンスは、乙指定の整備工場が実施するものとし、乙は、甲がメンテナンスを受ける場合は事前に当該整備工場及び甲に連絡をするものとする。

3 メンテナンスに係る基準は、乙が別途定めるものとする。なお、乙は、道路運送車両法の整備基準の変更に応じて、メンテナンスに係る基準を変更することができるものとする。

(スケジュール点検)

第25条 この契約において、メンテナンスのうちスケジュール点検とは、乙が定めるメンテナンス点検整備基準に基づく点検をいい、次に定めるところにより実施とするものとする。

(1) スケジュール点検は、原則として月間走行距離が3,000km超の場合は1か月ごとに、2,000km超3,000km以下の場合は2か月ごとに、2,000km以下の場合は3か月ごとに実施するものとする。甲は、実際の月間走行距離が1,000kmを著しく超過した場合も、別途の費用を負担して同様の点検を要請することができるものとする。

(2) 車両が道路運送車両法上の自家用乗用自動車等の場合は、前号に規定する点検のほか、6か月ごとに乙が別途定める整備基準に基づく点検整備を実施するものとする。

(タイヤ交換の実施)

第26条 乙は、車両のタイヤを時期に応じてスタッドレスタイヤおよびノーマルタイヤへの交換をするものとする。この場合において、甲は、タイヤ交換の時期が到来したとき、乙に遅滞なく連絡をするものとする。

2 前項の場合において、乙は、現場での実施が適当でないと判断したときは、乙の事務所または作業場に車両を持ち帰ってタイヤの交換をすることができる。

3 交換したタイヤの保管は、乙がするものとする。

(賃貸借期間満了時の補修費用負担)

第27条 乙がスケジュール点検を履行した場合で、第3条第1項の賃貸借期間の満了時に、実際の走行距離の月間平均が1,000 kmを著しく超過したことにより、乙において車両の補修の必要が生じた場合には、甲は、その費用を支払うものとする。

第4章 雑則

(損害賠償)

第28条 甲及び乙は、法令又は本契約に違反する行為によって相手方から損害を被った場合には、当該相手方に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該違反行為が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(契約の変更)

第29条 甲の都合により賃借期間を延長する場合、又は賃借期間を短縮する場合で短縮の期間が1ヵ月を超える場合には、甲乙協議の上、変更契約を締結する。

(有効期間)

第30条 この契約が終了した場合であっても、第1条第4項、同条第10項、同条第11項、第21条から第23条、第27条、第28条及び第29条の規定は有効に存続する。

(補則)

第31条 この契約に定めるもの以外で、貸借物件の使用に関する権利及び義務についてはこの定める定型約款の規定を準用するものとする。

2 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、定める。

別表

- (1) 自動車 明細
車名、型式、登録番号、特別仕様及び架装品については、別紙一覧及び仕様書に記載
- (2) 使用の本拠の位置
高梁川発掘調査事務所（倉敷市船穂町柳井原2323-1）
- (3) 賃貸借料の支払条件
支払回数：契約期間中、四半期該当月と同一
支払期日：賃貸借期間中四半期終了毎、別途乙が甲に交付する書面による。
支払方法：口座振替払
- (4) 自動車の滅失時に甲が乙に支払う金員の表示
乙所定の規定損失金から第14条による乙負担の費用のうち未発生相当額を差し引いた金額
- (5) 費用負担
自動車税環境性能割、登録諸掛費用、自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険、
自動車保険料、リサイクル経費、消費税及び地方消費税額
- (6) 特約条項特になし